

袖ヶ浦市学校給食 食物アレルギー対応マニュアル



袖ヶ浦市教育委員会

目次

I 食物アレルギーに関する基礎知識	1
1 アレルギー疾患とは	1
2 食物アレルギーとは	1
3 加工食品等のアレルギー表示について	2
II 袖ヶ浦市学校給食における食物アレルギーの対応	3
1 基本方針	3
2 袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会	3
3 食物アレルギー対応について	4
III 学校における対応	7
1 校内食物アレルギー対応委員会	7
2 学校関係職員等の役割（例）	8
3 保護者の役割	9
4 個別面談について	9
IV 学校給食における具体的対応	11
1 対象者	11
2 対応方法	11
3 対応の流れ	14
V 個人情報の管理	17
VI スケジュール（目安）と各担当の対応	18
1 小学校入学時	18
2 進級・進学時	21
3 毎月	24
4 当日	26
VII 緊急時の対応	28
1 緊急時の対応モデル	28
2 食物アレルギー症状チェックシート	29
3 エピペン®の使い方	30
4 事故発生時の報告と事後の対応	31
VIII 様式集	32
様式 1 食物アレルギーに関する調査票	
様式 2 食物アレルギー調査	
様式 3 - 1 学校給食食物アレルギー対応新規申請書	
様式 3 - 2 学校給食食物アレルギー対応継続・変更申請書	
様式 3 - 3 学校給食食物アレルギー対応解除申請書	
様式 4 学校生活管理指導表	
様式 5 面談記録票及び個別対応票	
様式 6 校内食物アレルギー対応委員会報告書	
様式 7 学校給食食物アレルギー対応希望者一覧表	
様式 8 学校給食食物アレルギー対応決定通知書	
様式 9 食物アレルギー用詳細献立表	
様式 10 除去食献立表	
様式 11 除去食献立表受渡し記録	
様式 12 配送食札	
様式 13 除去食受渡し確認表	
様式 14 面談日程連絡表	

I 食物アレルギーに関する基礎知識

1 アレルギー疾患とは

アレルギーとは、本来人間の体にとって有益な反応である免疫反応が、逆に体にとって好ましくない反応を引き起こすことである。

子どもの代表的なアレルギー疾患は、食物アレルギー、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎などがある。これらの疾患のメカニズムには共通しているところが多く、反応の起きている場所の違いが疾患の違いになっていると考えることができる。このことから、いくつかのアレルギー疾患を合併している子どもが多いことにも注意が必要である。

アレルギー疾患になりやすいかどうかは、主にIgE抗体（免疫グロブリンの一種）をたくさんつくりやすい体質であるかと、免疫反応が頻繁に引き起こされるようなアレルゲンにさらされることの多い生活環境や生活習慣が関係している。

2 食物アレルギーとは

(1) 食物アレルギーの定義

特定の食物を摂取することによって、生体（皮膚、粘膜、呼吸器、消化器、全身性など）に生じるアレルギー反応のことをいう。

(2) アナフィラキシー

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛やおう吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言う。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を起こすような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味する。

(3) 食物アレルギーの各病型の特徴

■即時型食物アレルギー

食物アレルギーの最も典型的な病型である。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまである。

■口腔アレルギー症候群

花粉—食物アレルギー症候群のことが多く、花粉にアレルギーのある子どもが、花粉抗原と構造が似た物質を含む生の果物や野菜を食べたときに、食後5分以内に口腔内の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど）が出現する（交差反応）。多くは局所の症状だけで回復に向かうが、全身的な症状に進行する場合もあるため注意が必要である。

■食物依存性運動誘発アナフィラキシー

特定の食物を食べた後、運動することによってアナフィラキシー症状を起こす。原因食物としては小麦や甲殻類が多く、発症した場合にはじんましんから始まり、呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至ることがあるため注意が必要である。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起らない。

日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂）より一部改変

3 加工食品等のアレルギー表示について

症例数が多い、または重篤度の高い8品目の食品は、特定原材料と呼ばれ表示が義務付けられている。また、義務表示ではないが、特定原材料に準ずるものとして表示が推奨されている食品は20品目ある。

特定原材料（8品目）	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生
特定原材料に準ずるもの（20品目）	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

消費者庁ホームページ「食物アレルギー表示に関する情報」より

Ⅱ 袖ヶ浦市学校給食における食物アレルギーの対応

1 基本方針

- ・食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ・食物アレルギーがあり、学校生活での配慮が必要な児童生徒については、「学校生活管理指導表【様式4】」の提出を必須とする。
- ・市に学校給食食物アレルギー対応検討委員会を、校内に食物アレルギー対応委員会を設置し、組織的に対応する。
- ・安全性確保のため、学校給食では原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ・給食施設の設備、人員等を鑑み、安全性が確保できない対応は行わない。
- ・本マニュアルは下記の指針を準用し、本市で対応可能なものに限定する。

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月策定）

日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂）

千葉県教育委員会「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」（令和6年3月改訂）

2 袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会

教育部長を委員長とし、関係者で組織する食物アレルギー対応検討委員会を市に設置する。委員会では市内小中学校における児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、様々な対応について協議、検討する。

また、「袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」に関する協議、検討を行う。

（1）主な役割

委員会は、次に掲げる所掌事項について協議及び検討を行う。

- ・食物アレルギーを持つ児童生徒に対する学校給食の適切な対応方針に関すること
- ・食物アレルギー対応マニュアルに関すること
- ・その他、食物アレルギーに関し必要な事項

（2）構成員

医師、教育部長、袖ヶ浦市立小中学校長代表、袖ヶ浦市立小中学校養護教諭代表、学校教育課長、同指導主事、学校給食センター所長、同栄養士

（3）開催時期

必要に応じ、委員長が招集する。

3 食物アレルギー対応について

(1) 学校給食における対応

① 使用食品について

学校給食では加工食品等に表示が義務、または推奨されている28品目のうち、食物アレルギー症状が重篤になりやすい、または給食での使用頻度は低い、児童生徒の原因食物として申請数の多い以下の食品を加工食品の原材料を含め使用しない。(コンタミネーションを除く。)

※献立システムの都合上、「食物アレルギー用詳細献立表【様式9】」へは品目の記載がされるが、給食としての提供は行わない。

学校給食で使用しない食品（4品目）
くるみ、そば、落花生、いくら

② 微量混入（コンタミネーション）について

学校給食では微量混入（コンタミネーション）への対応はしない。

(例) 加工食品の注意喚起表示、食器・調理器具の共用、揚げ油の共用（再使用を含む）、調理中の飛散等

③ 調味料、だし、添加物等について

以下の食品については食物アレルギーを有していても除去の必要がないとされている食品であるため、給食対応の対象外とする。

なお、以下の食品において除去対応が必要な場合は給食対応が困難と判断されるため、完全（一食分）弁当対応を検討する。

原因食物	除去する必要がない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ごま	ごま油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚醤
肉類	エキス

(2) 対応の種類

学校給食の提供における食物アレルギー対応には、対応段階（レベル1からレベル4）があるが、本市における食物アレルギー対応はレベル3までとする。レベル4の代替食は実施しない。

レベル１ 詳細な献立表対応

- ・給食に含まれるアレルゲンの有無を示した「食物アレルギー用詳細献立表【様式９】」を申請のあった家庭に配付し、それを基に原因食物を含む料理を取り除いて喫食する。
- ・詳細な献立表の配付は学校給食対応の基本であり、レベル２以上の対応でも提供する。
（レベル３では卵、乳、卵と乳の有無をパターンごとに示した「除去食献立表【様式１０】」を配付し、必要に応じて「食物アレルギー用詳細献立表【様式９】」を配付する。）

レベル２ 弁当対応

- ・「食物アレルギー用詳細献立表【様式９】」を基に原因食物を含む料理を取り除いた際、栄養が不足すると見込まれる場合に家庭から一部、もしくは完全（一食分）弁当を持参する。
- ・食物アレルギーの原因食物が多岐にわたる場合、症状が重度である場合、給食対応が困難と判断される場合には、家庭から完全（一食分）弁当を持参する。

レベル３ 除去食対応

除去食対応を行う食品は、現在の施設で調理作業上除去が可能な卵と乳の２品目とする。通常の給食（以下、通常給食）から卵と乳を完全に除去した給食を毎食提供する。除去後の献立パターンは以下とおりとなる。

<献立パターン>

- ① 卵のみを除去した献立
- ② 乳のみを除去した献立
- ③ 卵と乳を除去した献立

※食物アレルギーを有する児童生徒の増加傾向が見受けられる中、学校における対応総人数の増加、重度のアナフィラキシーの症状を示すケース、微量混入（コンタミネーション）による症状を示すケースなどにおいては、児童生徒への安全安心な給食の提供を第一と考え、食物アレルギー対応における除去食対応を困難と判断する場合もある。

レベル４ 代替食対応

申請のあった原因食物を含む料理を学校給食から除き、除かれることによって失われる栄養価を別の食品を用いて補って提供する。※本市では代替食対応は実施しない。

（３）対応の範囲

学校給食は集団給食の限られた設備、人員で実施しているため、対応範囲については必ずしも保護者の希望に沿うものとは限らず、個別の取り組み内容は年度ごとに協議、検討する。

(4) 給食費について

給食費については通常の金額を支払うものとする。ただし、以下の場合には給食費の金額が変更される。

- ① 乳アレルギー以外のアレルギーを持ち、給食を喫食しないが飲用牛乳の提供のみ希望する場合

「学校生活管理指導表【様式4】」または医師の診断書と申込書（任意様式）の提出により、市教育委員会の認定を受けた場合は飲用牛乳のみ提供することができる。この場合、給食費は飲用牛乳代金分のみ支払うものとする。

- ② 乳アレルギーを持ち、飲用牛乳の停止を希望する場合

「学校生活管理指導表【様式4】」または医師の診断書と申込書（任意様式）の提出により、市教育委員会の認定を受けた場合は飲用牛乳のみ停止することができる。この場合、給食費は飲用牛乳代金分を除いた金額を支払うものとする。

ただし、乳除去食の申請者については申込書の提出は不要とする。

Ⅲ 学校における対応

1 校内食物アレルギー対応委員会

校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置する。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、様々な対応を協議、検討する。また、校内危機管理体制を構築し、関係機関との連携や具体的な対応訓練、校内外の研修について企画、実施、参加を促す。

(1) 主な役割

- ・ 児童生徒の食物アレルギーに関する情報の把握
- ・ 児童生徒の健康管理や給食対応等についての検討
- ・ 保護者との面談の実施
- ・ 「面談記録票及び個別対応票【様式5】」の作成
- ・ 「校内食物アレルギー対応委員会報告書【様式6】」の作成
- ・ 個別対応に関する情報の全教職員への共有
- ・ 取り組みの評価、検討、個別対応票の改善
- ・ 校内外の支援体制や救急体制の整備
- ・ 関係機関との連携
- ・ 全教職員を対象に対応訓練や校内外の研修を企画・実施

(2) 構成員

(例) 校長(委員長)、教頭、教務主任、保健主事、学級担任、養護教諭、給食主任、
その他校長が指名した者

※必要に応じて、学校医、学校教育課担当者、学校給食センター栄養士、関係保護者等が出席する。

(3) 開催時期

- ・ 年度初めや次年度対応に向けた時期に開催する。
- ・ 食物アレルギーにより、給食等の対応が必要な場合は入学前に開催する。
- ・ 食物アレルギー疾患の児童生徒が判明した際や緊急を要する場合、即時開催する。
- ・ 宿泊を伴う行事の前は、必要に応じて開催する。

2 学校関係職員等の役割（例）

校長	・教職員の共通理解がもてるよう、「袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、関係教職員と話し合い、校内の対応方針を決定する。 ・学校と保護者の個別面談の場を設ける。 ・校内食物アレルギー対応委員会を設置する。 ・校内体制を整備し、緊急時を含めた役割分担を明確にする。
学級担任	・保護者からの申し出を校長はじめ関係教職員に報告する。 ・食物アレルギーを持つ児童生徒の実態や個別対応の内容、緊急時の対応等について把握する。 ・個別面談に出席し、原因食物や症状、家庭での対応状況を把握し、養護教諭、栄養教諭・栄養士と対応内容について共通理解を図るとともに、緊急時の体制を保護者に確認する。 ・給食時間は決められた確認作業を確実にを行い、必要に応じて「食物アレルギー用詳細献立表【様式9】」を教室内に掲示するなどして誤食等の防止に努める。 ・食物アレルギーを持つ児童生徒が、安全で楽しい給食時間をおくことができるよう配慮する。 ・他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させるよう努める。 ・出張等で学級に不在となる場合や給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。
養護教諭	・個別面談の日程を調整し、同席する。 ・個別面談では原因食物や症状、家庭での対応状況を把握するとともに、個別対応の内容を立案する。 ・主治医、学校医との連携を図り、応急処置の方法や連絡先等を事前に確認しておく。 ・個別対応の内容について、保護者及び全教職員間で共有・連携を図る。 ・緊急時の措置方法を検討しておく。 ・食物アレルギーを持つ児童生徒の情報を集約し、校内食物アレルギー対応委員会の開催を管理職と調整する。 ・転出、進学時には保護者の同意を得た上で児童生徒の情報を引き継ぐ。

栄養士 (学校給食センター)	・新小学１年生に食物アレルギー調査と聞き取りを行う。 ・個別面談に出席し、原因食物や症状、家庭での対応状況を把握する。 ・学校給食の対応について、本市学校給食食物アレルギー対応検討委員会で説明する。 ・必要に応じて校内食物アレルギー対応委員会に出席する。 ・献立内容や作業工程表を作成する際、原因食物に注意を払い、事故が起こらないよう配慮する。 ・食物アレルギー対応に関する書類を作成する。 ・安全な学校給食の提供に向けて委託先栄養士、調理員に指示を出す。 ・学校の食物アレルギー対応について、必要に応じてアドバイスを行う。
調理員 (学校給食センター)	・食物アレルギーを持つ児童生徒の実態を理解し、除去食の内容を確認する。 ・栄養士の指示をもとに除去する食品や作業動線を確認し、調理工程表を確認しながら調理作業にあたる。

3 保護者の役割

- ・主治医の診察を受け、年に１回「学校生活管理指導表【様式４】」を学校に提出する。
(「学校生活管理指導表」の発行に係る費用は保護者負担)
- ・学校から配付される「食物アレルギー用詳細献立表【様式９】」や「除去食献立表【様式１０】」(除去食対応の場合)の内容を確認し、喫食しない献立について本人に理解させるよう努める。
- ・給食対応の内容に応じて「食物アレルギー用詳細献立表【様式９】」を記入し、毎月学校へ提出する。
- ・子どもに食物アレルギー症状がみられた場合には、状況に応じて学校と情報共有する。
- ・食物アレルギーの診断に変更があった場合は速やかに学校に伝える。
- ・緊急時の対応について事前に学校と確認をする。
- ・処方薬やエピペン®の処方がある場合は管理方法や保管場所等について学校と確認する。

4 個別面談について

学校は食物アレルギー対応を希望する保護者と個別面談を実施する。対象児童生徒のアレルギーについて正確な情報を把握するとともに、保護者の悩みや不安についても理解するよう努める。

また、校内の体制等について保護者と共通理解を図り、給食対応を含めた食物アレルギー対応について理解と協力を得るよう努める。

(1) 面談者

(例) 校長、教頭、教務、学級担任、養護教諭、その他校長が指名した者

※新規の除去食対応希望者については、学校教育課担当者及び学校給食センターの栄養士が面談に出席する。

※継続の除去食対応希望者については、学校給食センターの栄養士が面談に出席する。

(必要に応じて学校教育課担当者も出席する。)

※学校給食センターの栄養士が面談に出席する場合、学校は事前に「面談日程連絡表【様式14】」を学校給食センターに提出する。

(2) 面談のポイント

「食物アレルギー調査【様式2】」、「学校生活管理指導表【様式4】」を基に確認する。

① 基本情報の確認

- ・原因食物、症状、家庭での対応等について
- ・過去に経験した食物アレルギー症状とその対応について
- ・緊急時の連絡先や連絡方法について
- ・個人情報の取扱いについて
- ・アレルギー疾患や処方薬（エピペン®含む）等に対する児童生徒の理解度について

② 学校生活を送る上で配慮が必要な事項について

- ・学校給食の対応について
(持参した弁当の保管方法や給食当番、清掃等についても確認する。)
- ・食物、食材を扱う授業や活動について
- ・校外学習や宿泊を伴う活動について
- ・運動の管理について
- ・処方薬（エピペン®含む）の持参希望と管理・使用方法について
- ・学級の児童生徒への指導、周知について
- ・個人情報を関係機関（市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、消防署員）で共有することに関する同意
- ・緊急時の対応について

IV 学校給食における具体的対応

1 対象者

- ・「学校給食食物アレルギー対応新規申請書【様式3-1】」または「学校給食食物アレルギー対応継続・変更申請書【様式3-2】」、「学校生活管理指導表【様式4】」の提出がある。
- ・原因食物が特定されており、医師から食事療法を指示されている。
- ・家庭でも原因食物の除去を行うなど、食事療法を行っている。
- ・原則として年に1回は主治医に受診している。

2 対応方法

レベル1 詳細な献立表対応

- ・学校給食センターは、給食に含まれるアレルゲンの有無を示した「食物アレルギー用詳細献立表【様式9】」を対象児童生徒のいる学校へ配付する。
- ・学校は学校給食における食物アレルギー対応の申請をした保護者に「食物アレルギー用詳細献立表【様式9】」を配付する。
- ・「食物アレルギー用詳細献立表【様式9】」を基に学校と保護者で除去する料理を確認し、当日は保護者と学級担任等の指示のもと、児童生徒が原因食物を含む料理を適切に除去して喫食する。
- ・詳細な献立表の配付は学校給食対応の基本であり、レベル2以上の対応でも提供する。
(レベル3では卵、乳、卵と乳の有無をパターンごとに示した「除去食献立表【様式10】」を配付し、必要に応じて「食物アレルギー用詳細献立表【様式9】」を配付する。)

■留意点

- ・保護者は「食物アレルギー用詳細献立表【様式9】」をよく確認し、児童生徒本人に原因食物と除去する料理について理解させるよう努める。
- ・児童生徒本人が除去を行う場合には、重篤な症状を起こす心配がないこと、保護者や学級担任等の指示のもと原因食物を含む料理が確実に除去できることを考慮する。
- ・学級担任等は児童生徒の原因食物について正しく理解しておく。
- ・小学校低学年では自己管理能力が不十分なため、学級担任等が補佐する。
- ・誤食した場合の対処方法を確認しておく。
- ・配食時に除去する場合は、給食当番や学級の児童生徒の協力も得る。
- ・学校給食センターは、原因食物を含む料理の除去によって栄養が偏らないよう、食品の選択や調理方法等を考慮した献立の作成に努める。

《本市が配付する詳細な献立表に表示される食品》
えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（特定原材料８品目）
アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン（特定原材料に準ずるもの２０品目）

※令和６年３月２８日に「食品表示基準について」の一部が改正され、食物アレルギー表示推奨品目に「マカダミアナッツ」が追加され「まつたけ」が削除されましたが、本市の配付する詳細な献立表の記載変更は現在未定です。

レベル２ 弁当対応

＜一部弁当＞

- ・原因食物を含む料理を除去した際、不足した栄養を補うため代替りの品を家庭から持参する。
- ・「食物アレルギー用詳細献立表【様式９】」を基に学校と保護者で一部弁当持参の有無について確認し、喫食時まで衛生的に保管する。

＜完全（一食分）弁当＞

- ・食物アレルギーの原因食物が多岐にわたる場合、症状が重度である場合、原因食物が本市で対応している食物以外で、自分で除去することが困難な場合、以下の（ａ）～（ｅ）に該当し、給食対応が困難と判断される場合は給食を喫食せず、家庭から完全（一食分）弁当を持参する。
- ・一部弁当対応であっても、原因食物が複数の料理に含まれる等、一部弁当での対応が困難な場合は完全（一食分）弁当を持参してもよい。

◇極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

（ａ）以下に示す調味料・だし・添加物等についても除去の指示がある場合

原因食物	除去する必要がない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ごま	ごま油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚醤
肉類	エキス

(b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去の指示がある場合

（注意喚起例）

◎同一工場、製造ライン使用によるもの

◎原材料の採取方法によるもの（しらす、海藻等）

◎えび、かにを捕食していることによる海産物や練り物製品等

(c) 食器や調理器具の共用ができない場合

(d) 揚げ油の共用、再使用ができない場合

(e) その他、給食対応が困難と考えられる状況の場合

■留意点

- ・レベル2の留意点には、レベル1の留意点をすべて含むものとする。
- ・弁当を衛生的に保管するために、特に暑い時期は注意をする必要がある。弁当箱に保冷剤を入れる、保護者が給食時間に合わせて持参する、児童生徒が持参した弁当を職員室で保管するなど、方法は各学校と保護者で協議し決定する。
- ・学校給食センターは代替品の食品の選択や加工食品の情報等について、必要に応じて保護者に情報提供する。

レベル3 除去食対応

- ・除去食対応を行う食品は卵と乳の2品目とする。
- ・除去後の献立パターンは以下のとおりとなる。通常給食から卵と乳を完全に除去した給食を毎食提供する。

<献立パターン>

- ① 卵のみを除去した献立
- ② 乳のみを除去した献立
- ③ 卵と乳を除去した献立

- ・学校給食センターは、毎月「食物アレルギー用詳細献立表【様式9】」、「除去食献立表【様式10】」により、翌月の除去食の内容を学校と保護者に事前に配付する。
- ・学校給食センターは通年、パターンごとに専用の容器へ除去食を入れて学校に配送する。
- ・学校は配送された除去食を対象の児童生徒へ確実に提供する。
- ・献立によって一品全てを提供しない場合と、料理に含まれる材料のみを除去して提供する場合がある。（例：オムレツは一品全て提供しないが、卵の入ったかきたま汁は卵のみ除去した汁物を提供する。）

- ・カレーやブラウンルーを使用した献立は、通常給食から卵と乳を含むルーを除去して調理したものを提供する。
- ・除去食の調理は専用に作る場合と、通常給食から同じ料理を取り分けて提供する場合がある。（専用に作る場合でも、材料の納品や野菜の下処理は通常の給食と同様に扱う。）
- ・献立の除去によって栄養が不足する場合には、代替りの品を家庭から持参する必要がある。（レベル2の対応）

■留意点

- ・除去食対応は極めて慎重に対応する必要があることから、給食センターの施設、設備、人員等の対応能力と、対象となる児童生徒の食物アレルギーの状況等が見合った場合に実施する。（安全性が確保できない場合には除去食対応を行わない。）
- ・専用の容器には児童生徒の学年、組、氏名、除去内容等が記載される。
- ・予定献立の変更があった場合は、学校をととして保護者へ情報提供を行う。
- ・除去食対応の児童生徒は、専用の容器に入った除去食と家庭から持参した弁当のみを喫食し、おかわりはできない。また、予備食の準備もしない。
- ・予備食がないため、配送・配膳時に注意する。
- ・調理はアレルギー専用室で行うが、材料の納品や野菜の下処理は通常給食と同様に扱うこと、食器や調理器具、揚げ油は共用（再使用を含む）とすることから、微量混入（コンタミネーション）の可能性がある。
- ・除去の対象品目は必要に応じて検討するが、本市の実態に基づき対象者の多いもの、使用頻度の高いもの等に限定する。

3 対応の流れ

（１）食物アレルギー調査

対象 新小学１年生 **時期** １０月頃

学校教育課は、就学時健康診断の案内書類とともに「食物アレルギーに関する調査票【様式１】」を新小学１年生の保護者へ送付し、就学時健康診断時に提出するよう依頼する。

（２）食物アレルギー対応申請書類の配付

対象 新小学１年生 **時期** １０～１１月

学校給食センターの栄養士は、就学時健康診断会場において「食物アレルギーに関する調査票【様式１】」の内容を確認し、必要に応じて「学校給食食物アレルギー対応新規申請書【様式３－１】」、「学校生活管理指導表【様式４】」及び「食物アレルギー調査【様式２】」を保護者に配付する。給食対応が不要でエピペン®を処方されている保護者には「学校生活管理指導表【様式４】」を配付する。その後、申請書を配付した保護者

に食物アレルギーの状況について聞き取りを行う。

「食物アレルギーに関する調査票【様式１】」については、給食センターから学校教育課を通じて学校へ原本を送付する。（原本は学校保管。）

対象 在校生 **時期** １０～１１月 ※新規・転入の場合は随時

学校から「学校給食食物アレルギー対応継続・変更申請書【様式３-２】」及び「学校生活管理指導表【様式４】」を保護者へ配付する。対象となる保護者には飲用牛乳の提供・停止申込書（任意様式）の提出を依頼する。

医師から食物アレルギー対応解除の指示があった場合や、転出、私立中学への進学等により本市の食物アレルギー対応が必要でなくなった場合には、「学校給食食物アレルギー対応解除申請書【様式３-３】」を保護者へ配付する。

また、新規・転入の場合は「学校給食食物アレルギー対応新規申請書【様式３-１】」を保護者へ配付する。

（３）申請書類の回収・個別面談の実施

対象 申請希望者全員 **時期** １２～１月 ※新規・転入の場合は随時

学校給食における食物アレルギー対応を希望する保護者は、「学校給食食物アレルギー対応新規申請書【様式３-１】」または「学校給食食物アレルギー対応継続・変更申請書【様式３-２】」及び「学校生活管理指導表【様式４】」を学校に提出する。

新規に申請する保護者は「食物アレルギー調査【様式２】」も併せて提出する。

食物アレルギー対応が解除になった場合は、「学校給食食物アレルギー対応解除申請書【様式３-３】」及び「学校生活管理指導表【様式４】」（※医師から食物アレルギー対応解除の指示があった場合のみ必須）を学校に提出する。

学校は「学校給食食物アレルギー対応新規申請書【様式３-１】」、「学校給食食物アレルギー対応継続・変更申請書【様式３-２】」または「学校給食食物アレルギー対応解除申請書【様式３-３】」及び「学校生活管理指導表【様式４】」を回収し、保護者と個別面談を実施する。

新規に申請する保護者からは「食物アレルギー調査【様式２】」も回収する。対象となる保護者には、飲用牛乳の提供・停止申込書（任意様式）の提出を面談時に依頼する。

新中学１年生の面談は、小学校から引継ぎを受けた上で進学先の中学校で実施する。

学校給食センターの栄養士が面談に出席する場合は、学校は事前に「面談日程連絡表【様式１４】」を学校給食センターに提出する。

個別面談では、対象児童生徒と保護者の情報を詳細に得ること、申請内容を正しく把握することに努め、学校給食の提供までの流れを保護者と相互に確認する。

(4) 「面談記録票及び個別対応票【様式5】」の作成

時期 12～1月 ※新規・転入の場合は随時

学校は個別面談で得られた情報と学校の対応について、「食物アレルギー調査【様式2】」を参考に、児童生徒ごとに「面談記録票及び個別対応票【様式5】」を作成する。

(5) 校内食物アレルギー対応委員会の開催

時期 1月 ※新規・転入の場合は随時

学校は校内食物アレルギー対応委員会を開催し、「面談記録票及び個別対応票【様式5】」その他の資料に基づき、対象児童生徒の学校内における対応を検討する。委員会開催後は「校内食物アレルギー対応委員会報告書【様式6】」を作成し、以下の書類とともに学校教育課へ提出する。

- ・「学校給食食物アレルギー対応新規申請書【様式3-1】」、「学校給食食物アレルギー対応継続・変更申請書【様式3-2】」または「学校給食食物アレルギー対応解除申請書【様式3-3】」
- ・「学校生活管理指導表【様式4】」の写し
- ・「面談記録票及び個別対応票【様式5】」

(6) 袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会の開催

時期 2月下旬 ※新規・転入の場合は随時

市教育委員会が主催し、対象児童生徒の学校給食における対応方針を検討する。学校給食センターは学校長を通じて検討結果を全教職員へ周知徹底し、共通理解を図る。

同時に、決定内容を「学校給食食物アレルギー対応決定通知書【様式8】」により保護者へ通知し、必要に応じて保護者と再度具体的な確認と調整を行う。

(7) 対応の開始

時期 4月～5月 ※新規・転入の場合は随時

学校給食センター及び学校において安全に学校給食を提供できる体制を整え、4月から対応を開始する。なお、新小学校1年生はレベル1、2の対応のみ4月から開始し、レベル3については5月から対応を開始する。

(8) 評価・見直し・個別指導

学級担任は食物アレルギー対応児童生徒の誤食等がないかを確認し、学校給食センターは除去食対応者の喫食状況などを把握し実態把握に努める。

年に1回は「学校生活管理指導表【様式4】」の提出を保護者へ依頼し、症状の経過によっては医師の診断のもと対応の見直しを図る。

V 個人情報の管理

申請書類等の保護者から提出された書類は、学校・市教育委員会で保管し、個人情報の管理に十分配慮する。

日常の取り組みや緊急時の対応に活用するため、記載された情報は必要に応じて市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、消防署員に共有されることについて保護者の同意を得る。

Ⅵ スケジュール（目安）と各担当の対応

1 小学校入学時

時期	担当	対応内容	関連様式
10 ～11月	学校教育課	・就学時健康診断の通知と併せて【様式1】を新小学1年生の保護者へ送付する。 ・就学時健康診断当日に全員から【様式1】を回収する。 ・学校給食センターから提出された【様式1】と保護者からの聞き取り内容を各学校へ送付する。	【様式1】 食物アレルギーに関する調査票 【様式2】 食物アレルギー調査
	学校	・学校教育課から提出された保護者からの聞き取り内容と【様式1】の内容を確認し、新小学1年生の食物アレルギーの状況について把握する。 ・給食対応が不要な新小学1年生の保護者に聞き取りを行う。	【様式3-1】
	学校給食センター	・就学時健康診断当日、回収した【様式1】の内容を確認する。 ・必要に応じて【様式2】【様式3-1】【様式4】を保護者へ配付する。（給食対応が不要でエピペン[®]を処方されている保護者へは【様式4】を配付する。） ・【様式1】の写しを給食センターで保管し、原本を学校教育課へ送付する。 ・申請書を配付した新小学1年生の保護者に電話等で聞き取りを行う。 ・学校給食での食物アレルギー対応を希望する保護者に申請書類と今後の流れについて説明する。 ・保護者から聞き取った内容をまとめ、学校教育課へ提出する。	学校給食食物アレルギー対応新規申請書 【様式4】 学校生活管理指導表
	保護者	・【様式1】を記入し、就学時健診当日に提出する。 ・学校給食センターの栄養士に食物アレルギーの状況等について説明する。 ・給食での食物アレルギー対応を希望する場合は病院を受診し、【様式4】を記入してもらう。	
12月	学校	・保護者から【様式2】【様式3-1】【様式4】の提出を受け、個別面談の日程を調整する。 ・除去食対応者の面談では、学校教育課、学校給食センターと面談の日程を調整し、【様式14】を学校給食センターに提出する。 ・食物アレルギー対応を希望し、申請書類の提出がない保護者へ確認の電話をする。	【様式2】 食物アレルギー調査 【様式3-1】 学校給食食物アレルギー対応新規申請書
	保護者	・【様式2】【様式3-1】【様式4】を記入し、入学予定校へ提出する。	【様式4】 学校生活管理指導表 【様式14】 面談日程連絡表

時期	担当	対応内容	関連様式
～ 1 月下旬	学校 教育課	・除去食対応希望者の面談に同席し、対応について説明する。 ・必要に応じて各学校の校内食物アレルギー対応委員会に出席する。	【様式 2】 食物アレルギー 調査
	学校	・【様式 2】【様式 4】をもとに保護者との面談を実施する。 ・対象となる保護者に飲用牛乳の提供・停止申込書の提出を依頼する。（【様式 4】または医師の診断書の添付が必要。） ・面談後、【様式 5】を作成する。 ・面談結果に基づき、校内食物アレルギー対応委員会を開催し、対応について検討する。 ・委員会の決定事項を【様式 6】にまとめる。 ・【様式 7】を学校教育課へ提出する。 ・【様式 3-1】【様式 4～6】を学校教育課へ提出する。	【様式 3-1】 学校給食食物ア レルギー対応新 規申請書 【様式 4】 学校生活管理指 導表（色付き箇所 は写しとする）
	学校給食 センター	・除去食対応希望者の面談に同席し、除去食の提供方法について説明する。 ・必要に応じて各学校の校内食物アレルギー対応委員会に出席する。	【様式 5】 面談記録表及び 個別対応票
	保護者	・学校との面談に対応する。 ・対象となる場合は飲用牛乳の提供・停止申込書を学校へ提出する。（【様式 4】または医師の診断書の添付が必要。）	【様式 6】 校内食物アレル ギー対応委員会 報告書
2 月	学校 教育課	・各学校から提出された【様式 3-1】【様式 4～6】について、学校給食センターと情報共有する。 ・必要に応じて【様式 3-1】【様式 4～6】の内容を確認する。 ・食物アレルギー対応検討委員会を開催する。 ・委員会において【様式 3-1】【様式 4～6】その他の資料に基づき、申請者の対応について協議、検討する。	【様式 7】 食物アレルギー 対応希望者一覧 表
	学校	・食物アレルギー対応検討委員会に出席し、対象者の状況について説明する。（除去食対応者のみ） ・対象となる保護者から飲用牛乳の提供・停止申込書を回収し、学校給食センターへ提出する。（【様式 4】または医師の診断書の添付があるか確認する。）	
	学校給食 センター	・学校教育課からの情報提供を受け、【様式 3-1】【様式 4～6】の内容を確認する。 ・食物アレルギー対応検討委員会の開催に向け、関係機関との調整を行う。 ・委員会において【様式 3-1】【様式 4～6】その他の資料に基づき、申請者の対応について協議、検討する。	

時期	担当	対応内容	関連様式
～3月下旬	学校 教育課	・委員会で決定した事項について承認する。	【様式8】 学校給食食物アレルギー対応給食決定通知書 【様式9】 食物アレルギー用詳細献立表
	学校	・【様式8】に基づき、決定内容を確認する。 ・4月分の【様式9】で献立のアレルゲンを確認する。	
	学校給食センター	・委員会で決定した事項について【様式8】を作成し、市教育委員会の承認を受ける。 ・【様式8】を学校へ送付し、決定内容を学校と共有する。 ・4月分の【様式9】を学校に送付する。 ・保護者あてに【様式8】と4月分の【様式9】を送付する。 (除去食対応者には【様式8】のみ送付する。)	
	保護者	・【様式8】に基づき、決定内容を確認する。 ・4月分の【様式9】で献立のアレルゲンを確認し、喫食の有無を記入する。(給食対応の内容に応じて)	
4月	学校	・給食開始に向け、具体的な対応方法を保護者と共有する。 ・食物アレルギーの対応方法を全教職員で共有する。 ・校内研修を実施する。 ・除去食対応者がいる場合、除去食対応のシミュレーションを行う。 ・保護者から提出された4月分の【様式9】の内容を確認する。 ・5月分の【様式9】を対象の保護者へ送付し、献立のアレルゲンを確認する。 ・除去食対応者がいる場合、5月分の【様式10、11】が入った専用袋を対象の保護者へ送付する。 ・保護者から回収した専用袋を給食センターへ返却する。	【様式9】 食物アレルギー用詳細献立表 【様式10】 除去食献立表 【様式11】 除去食献立表受渡し記録
	給食センター	・5月分の【様式9】を作成し、対象者のいる学校へ配付する。 ・5月分の【様式10、11】を入れた専用袋を除去食対応者のいる学校へ送付する。 ・学校から専用袋を回収し、【様式11】を確認する。 ・除去食対応のシミュレーションを行う。 ・5月からの除去食提供に向け、関係機関と調整を行う。	
	保護者	・4月分の【様式9】を学校へ提出する。(給食対応の内容に応じて) ・給食の具体的な対応方法を学校と共有する。 ・5月分の【様式9】で献立のアレルゲンを確認し、喫食の有無を記入して学校へ提出する。(給食対応の内容に応じて) ・除去食対応者は5月分の【様式10】の内容を確認し、【様式11】にサインしたものを専用袋へ入れて学校へ返却する。	

※新規・転入の場合は【様式3-1】【様式4】を学校から保護者に配付する。その後の流れは小学校入学時と同様となる。

2 進級・進学時

時期	担当	対応内容	関連様式
9～10月	学校教育課	・学校に次年度の申請に向けた対応の依頼をする。	【様式3-2】 学校給食食物アレルギー対応継続・変更申請書
	学校	・対象の児童生徒に【様式3-2】(解除の場合は【様式3-3】)【様式4】を配付し、次年度対応に向けた申請を保護者へ依頼する。 ・対象者に飲用牛乳の提供・停止申込書の提出を依頼する。(【様式4】または医師の診断書の添付が必要。)	【様式3-3】 学校給食食物アレルギー対応解除申請書
	保護者	・【様式3-2】(解除の場合は【様式3-3】)を記入する。 ・【様式4】をもって主治医に受診し、現在の食物アレルギーの状況を記入してもらう。 ・対象の場合は飲用牛乳の提供・停止申込書を記入する。(【様式4】または医師の診断書の添付が必要。)	【様式4】 学校生活管理指導表(色付き箇所は写しとする)
11月～1月下旬	学校	・保護者から【様式3-2】(【様式3-3】)【様式4】の提出を受け、個別面談の日程を調整する。 ・対象の保護者から飲用牛乳の提供・停止申込書を回収し、学校給食センターへ提出する。(【様式4】または医師の診断書の添付があるか確認する。) ・除去食対応者の面談では、学校給食センターと面談の日程を調整し、【様式14】を学校給食センターに提出する。 ・新中学1年生の書類は小学校が回収し、面談は小学校から引継ぎを受けた上で進学先の中学校が実施する。 ・【様式4】を基に保護者と面談し、次年度の対応について確認する。 ・面談後、【様式5】を作成する。 ・面談結果に基づき、校内食物アレルギー対応委員会を開催し、対応について検討する。 ・委員会の決定事項を【様式6】にまとめる。 ・【様式7】を学校教育課へ提出する。 ・【様式3-2】(【様式3-3】)【様式4～6】を学校教育課へ提出する。	【様式5】 面談記録表及び個別対応票 【様式6】 校内食物アレルギー対応委員会報告書 【様式7】 食物アレルギー対応希望者一覧表 【様式14】 面談日程連絡表
	学校給食センター	・除去食対応者の面談に同席し、次年度の対応について確認する。 ・必要に応じて各学校の校内食物アレルギー対応委員会に出席する。	
	保護者	・【様式3-2】(【様式3-3】)【様式4】を学校に提出する。 ・対象となる場合は飲用牛乳の提供・停止申込書を学校へ提出する。(【様式4】または医師の診断書の添付が必要。) ・学校と面談し、次年度の対応について確認する。	

時期	担当	対応内容	関連様式
2 月	学校 教育課	・各学校から提出された【様式 3-2】(【様式 3-3】)【様式 4～6】について、学校給食センターと情報共有する。 ・必要に応じて【様式 3-2】(【様式 3-3】)【様式 4～6】の内容を確認する。 ・食物アレルギー対応検討委員会を開催する。 ・委員会において【様式 3-2】(【様式 3-3】)【様式 4～6】その他の資料に基づき、申請者の対応を検討、決定する。	【様式 3-2】 学校給食食物アレルギー対応継続・新規申請書 【様式 3-3】 学校給食食物アレルギー対応解除申請書
	学校	・食物アレルギー対応検討委員会に出席し、対象者の状況について説明する。(除去食対応者のみ)	【様式 4】 学校生活管理指導表(色付き箇所は写しとする)
	学校給食 センター	・学校教育課からの情報提供を受け、【様式 3-2】(【様式 3-3】)【様式 4～6】の内容を確認する。 ・食物アレルギー対応検討委員会の開催に向け、関係機関と調整を行う。 ・委員会において【様式 3-2】(【様式 3-3】)【様式 4～6】その他の資料に基づき、申請者の対応を検討、決定する。	【様式 5】 面談記録表及び個別対応票 【様式 6】 校内食物アレルギー対応委員会報告書
～ 3 月下旬	学校 教育課	・委員会で決定した事項について承認する。	【様式 8】 学校給食食物アレルギー対応給食決定通知書
	学校	・【様式 8】に基づき、決定内容を確認する。 ・【様式 8】が入った封書を 4 月分の【様式 9】とともに保護者へ送付する。 ・4 月分の【様式 9】で献立のアレルゲンを確認する。 ・除去食対応者がいる場合、4 月分の【様式 10、11】が入った専用袋を対象の保護者へ送付する。 ・保護者から回収した専用袋を給食センターへ返却する。	【様式 9】 食物アレルギー用詳細献立表
	給食 センター	・委員会で決定した事項について【様式 8】を作成し、市教育委員会の承認を受ける。 ・【様式 8】を学校へ送付し、決定内容を学校と共有する。 ・保護者あての【様式 8】を封書にし、4 月分の【様式 9】とともに学校へ送付する。 ・4 月分の【様式 10、11】が入った専用袋を除去食対応者のいる学校へ送付する。 ・学校から専用袋を回収し、【様式 11】を確認する。	【様式 10】 除去食献立表 【様式 11】 除去食献立表受渡し記録
	保護者	・【様式 8】に基づき、決定内容を確認する。 ・4 月分の【様式 9】で献立のアレルゲンを確認し、喫食の有無を記入して学校に提出する。(給食対応の内容に応じて) ・除去食対応者は 4 月分の【様式 10】の内容を確認し、【様式 11】にサインしたものを専用袋へ入れて学校へ返却する。	

時期	担当	対応内容	関連様式
4 月	学校	・給食の具体的な対応方法を保護者と共有する。 ・食物アレルギーの対応方法を全教職員で共有する。 ・校内研修を実施する。 ・保護者から回収した4月分の【様式9】の内容を確認する。 ・5月分の【様式9】を対象の保護者へ送付し、献立のアレルゲンを確認する。 ・除去食対応者がいる場合、5月分の【様式10、11】が入った専用袋を対象の保護者へ送付する。 ・保護者から回収した専用袋を給食センターへ返却する。	【様式9】 食物アレルギー 用詳細献立表 【様式10】 除去食献立表 【様式11】 除去食献立表受 渡し記録
	給食 センター	・5月分の【様式9】を作成し、対象者のいる学校へ配付する。 ・5月分の【様式10、11】が入った専用袋を除去食対応者のいる学校へ送付する。 ・学校から専用袋を回収し、【様式11】を確認する。	
	保護者	・5月分の【様式9】で献立のアレルゲンを確認し、喫食の有無を記入して学校に提出する。（給食対応の内容に応じて） ・除去食対応者は5月分の【様式10】の内容を確認し、【様式11】にサインしたものを専用袋へ入れて学校へ返却する。 ・給食の具体的な対応方法を学校と共有する。	

3 毎月

(1) 詳細献立表対応・一部(完全)弁当対応

時期	担当	対応内容	関連様式
前月 15日頃	学校給食 センター	・献立を決定し、物資規格書等で使用食材に含まれるアレルギー情報を確認する。 ・【様式9】を作成する。	【様式9】 食物アレルギー 用詳細献立表
前月 20日頃	学校給食 センター	・【様式9】を対象者のいる学校へ配付する。	
	学校	・献立内容等を確認する。 ・【様式9】を対象児童生徒分印刷し、保護者へ配付する。	
	保護者	・【様式9】の内容を確認し、喫食の有無を記入する。(給食対応の内容に応じて)	
前月 25日頃	学校給食 センター	・学校または保護者からの問合せに対応する。 ・給食提供に向けた書類(調理指示書、作業工程表等)を作成する。	
	学校	・保護者からの問合せについて、学校での対応が困難な場合は給食センターへ連絡する。 ・保護者から提出された【様式9】の内容を確認する。 ・保護者と給食の具体的な対応について確認する。	
	保護者	・【様式9】を学校に提出する。(給食対応の内容に応じて) ・献立内容について確認等がある場合は学校へ連絡する。 ・学校と給食の具体的な対応について確認する。	

(2) 除去食対応

時期	担当	対応内容	関連様式
前月 15日頃	学校給食 センター	・献立を決定し、物資規格書等で使用食材に含まれるアレルギー情報を確認する。 ・【様式9、10】を作成する。	【様式9】 食物アレルギー 用詳細献立表
前月 20日頃	学校給食 センター	・学校宛てと個人宛ての【様式10】を用意し、【様式11】に確認のサインをする。 ・専用袋に【様式10、11】を入れ、学校用の【様式10】とともに学校へ送付する。	【様式10】 除去食献立表
	学校	・献立内容等を確認する。 ・専用袋に入った【様式10、11】を保護者へ配付する。 (必要に応じて【様式9】を配付する。)	【様式11】 除去食献立表受 渡し記録
	保護者	・【様式10】の内容を確認し、【様式11】に確認のサインをしたものを専用袋へ入れて学校へ返却する。	

時期	担当	対応内容	関連様式
前月 25日頃	学校給食 センター	・学校または保護者からの問合せに対応する。 ・給食提供に向けた書類（調理指示書、作業工程表等）を作成する。 ・学校から専用袋を回収し、【様式11】を確認する。	【様式11】 除去食献立表受 渡し記録
	学校	・保護者からの問合せについて、学校での対応が困難な場合は給食センターへ連絡する。 ・保護者から回収した専用袋を給食センターへ返却する。 ・保護者と給食の具体的な対応について確認する。	
	保護者	・献立内容について確認等がある場合は学校へ連絡する。 ・学校と給食の具体的な対応について確認する。	

4 当日

(1) 詳細献立表対応・一部(完全)弁当対応

時期	担当	対応内容	関連様式
喫食前	学校	- 原因食物の有無を【様式9】で確認する。 【様式9】を基に児童生徒と喫食する献立について確認し、配膳する。 - 配膳に間違いがないか確認し、喫食させる。	【様式9】 食物アレルギー 用詳細献立表
	保護者	- 原因食物の有無を【様式9】で確認する。 【様式9】を基に児童生徒と喫食する献立について確認する。 - 一部(完全)弁当持参の場合は児童生徒に持参させる。	
	児童生徒	当日喫食する献立について、【様式9】を基に保護者、担任等と確認し、配膳する。	
喫食時	学校	- 配膳に間違いがないか確認し、喫食させる。 - 児童生徒の体調に変化がないかよく観察する。	
	児童生徒	配膳した給食に間違いがないか担任等と確認し、喫食する。	
下膳時	児童生徒	体調に変化があった場合は速やかに担任等へ伝える。	

(2) 除去食対応

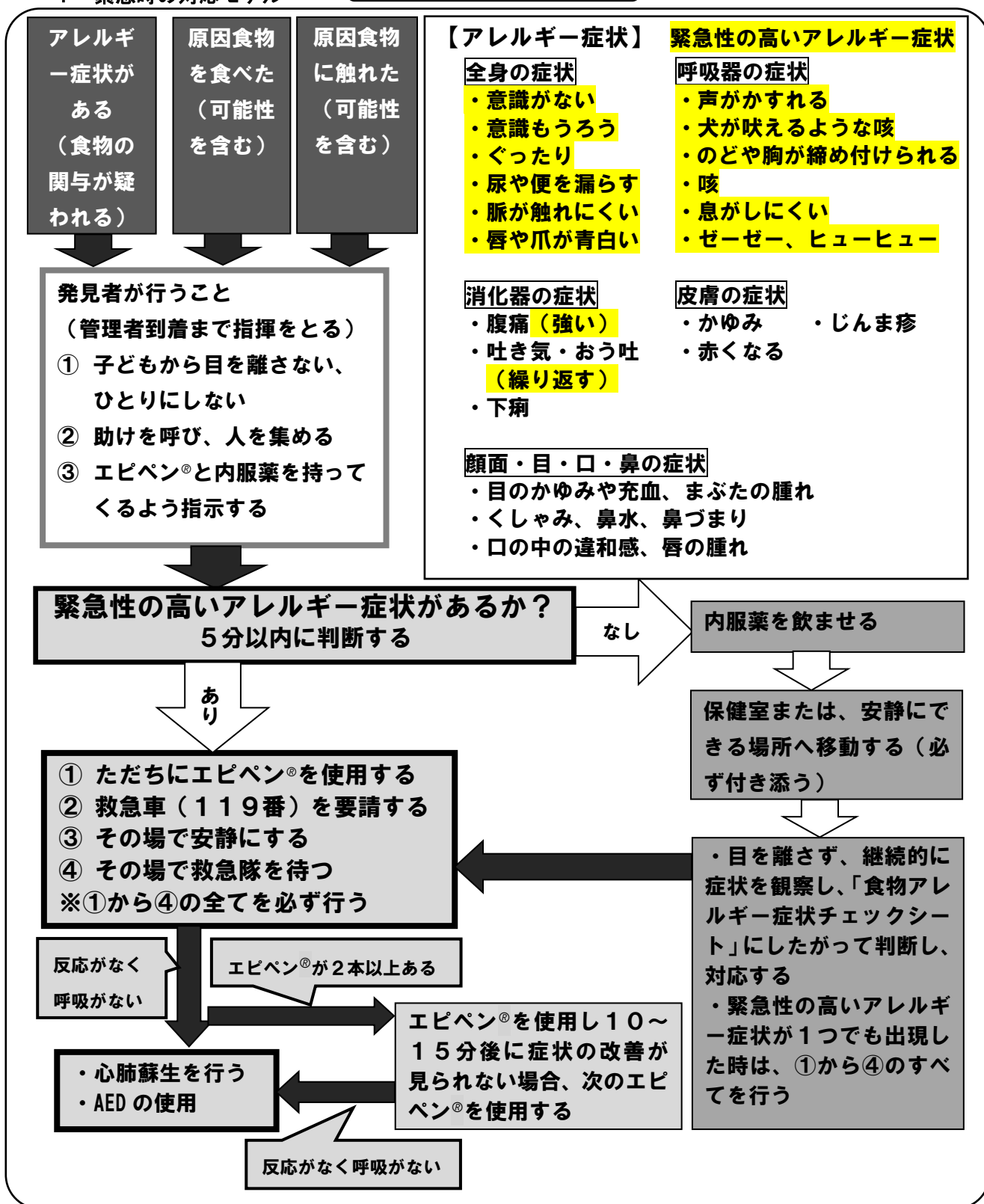
時期	担当	確認事項	関連様式
配送前	学校給食センター	【様式10、12、13】について、担当調理員、担当栄養士によるダブルチェックを行う。 - 除去食を専用容器に配食し、【様式12】とともに個人ごとの袋に入れる。	【様式10】 除去食献立表 【様式12】 配送食札 【様式13】 除去食受渡し確認表
	学校	保護者から欠席の連絡があった場合は給食センターに連絡する。	
	保護者	【様式10】を基に当日の除去食献立を児童生徒と確認する。 - 一部弁当持参の必要がある場合は児童生徒に持参させる。 - 欠席の場合は学校へ連絡する。	
配送時	学校給食センター	除去食をコンテナへ入れ、【様式13】とともに各学校へ配送する。	【様式12】 配送食札 【様式13】 除去食受渡し確認表
	学校	- 配膳員は配膳室でコンテナから除去食を取り出し、【様式12】と【様式13】の内容が一致しているか確認する。 - 問題がなければ、配膳員は【様式13】に記録をし、除去食を職員室へ運ぶ。 - 職員室の職員は除去食を受け取り、【様式13】に記録する。 - 給食時間まで除去食を衛生的に管理する。	

時期	担当	確認事項	関連様式
配膳時	学校	・ 除去食を児童生徒本人に渡す。 ※必要に応じて【様式１２、１３】の確認と記録を補佐する。 ・ 【様式１３】は職員室から配膳室に返却する。	【様式１２】 配送食札 【様式１３】 除去食受渡し確認表
	児童生徒	・ 除去食を職員室に取りに行く。 ・ 【様式１２】で除去食が自分のものであるかを確認し、【様式１３】に記録をする。 ・ 落下等に注意し、除去食を教室へ運ぶ。	
喫食時	学校	・ 必要に応じて児童生徒の補佐をする。 ・ 児童生徒の体調に変化がないかよく観察する。	【様式１０】 除去食献立表 【様式１２】 配送食札
	児童生徒	・ 専用容器に入っているものが【様式１０】の内容と一致しているか、【様式１２】に記載されている料理が全て入っているかを確認し、喫食する。 ※すべての料理についておかわりはありません。	
下膳時	学校給食センター	・ 児童生徒の残菜を確認し、記録する。 ・ 学校から回収した【様式１３】を確認する。	【様式１２】 配送食札
	学校	・ 配膳員は返却された除去食と【様式１２】をコンテナへ入れ、【様式１３】とともに給食センターへ配送する。	【様式１３】 除去食受渡し確認表
	児童生徒	・ 喫食後、残菜は専用容器に入れたまま【様式１２】とともに除去食を配膳室に返却する。 ・ 体調に変化があった場合は速やかに担任等へ伝える。	

VII 緊急時の対応

1 緊急時の対応モデル

緊急時の対応モデル



2 食物アレルギー症状チェックシート

食物アレルギー症状チェックシート

□観察開始(時 分) □薬の服用(時 分) □エピペン®の注射(時 分)

	グレード3	グレード2	グレード1
全身	☐ ぐったり ☐ 意識もうろう ☐ 尿や便をもらす ☐ 脈が触れにくいまたは不規則 ☐ 唇や爪が青白い	◇症状は急激に変化することがあるため、 ・継続して観察する ・目を離さないようにする	
呼吸器	☐ のどや胸が締め付けられる ☐ 声がかすれる ☐ 息がしにくい ☐ 持続する強い咳込み ☐ 犬が吠えるような咳 ☐ ゼーゼーする呼吸	☐ 数回の軽い咳 迷ったら、以下の3項目を全て行う ・エピペン®を使用する ・救急車を要請する ・その場で安静にする	
消化器	☐ 持続する強い(がまんできない)おなかの痛み ☐ 繰り返し吐き続ける	☐ 明らかな腹痛 ☐ 1 から2 回の嘔吐 ☐ 1 から2 回の下痢	☐ 我慢できる弱い腹痛 ☐ 吐き気
目 口 鼻 顔	1 つでもあてはまる場合、以下の3項目を全て行う ・ただちにエピペン®を使用する ・救急車を要請する ・その場で安静にする	☐ 顔全体の腫れ ☐ まぶたの腫れ	☐ 目のかゆみ、充血、 ☐ 唇の腫れ ☐ 口のかゆみ、違和感 ☐ 喉のかゆみ、違和感 ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚		☐ 強いかゆみ ☐ 全身性のかゆみ ☐ 全身のじんましん	☐ 軽度のかゆみ ☐ 部分的な赤み ☐ 数個のじんましん
上の症状が1 つでもあれば以下の対応を行う。		上の症状が1 つでもあれば以下の対応を行う。	上の症状が1 つでもあれば以下の対応を行う。
対 応	☐ エピペン®を使用 (迷ったらエピペン®を使用) ☐ 救急車の要請 ☐ 内服液の使用 (反応がなく、呼吸がなければ) ☐ 心肺蘇生 ☐ A E D実施	☐ 内服薬の使用 ☐ エピペン®の準備 ☐ 医療機関の受診 (迷ったら救急車要請) ☐ グレード3の症状の有無を、目を離さず継続的に観察し、記録。1 つでも当てはまる場合はエピペン®を使用する。(迷ったらエピペン®を使用)	☐ 安静にして経過観察 ☐ 内服薬の使用 ☐ 医療機関の受診

千葉県教育委員会「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」(令和6年3月改訂)より

3 エピペン®の使い方

エピペン®の使い方

【エピペン®の使用手順】

①オレンジ色の先端を下に向け、
エピペン®を利き手でしっかり握る。



②もう片方の手で青色の安全キャップを外す。



③太ももの前外側に垂直になるように
オレンジ色の先端をあてる。



④パチンと音がするまで
強く押し付け、数秒間待つ。
「1、2、3、4、5」

振りおろして
使わない



⑤垂直に引き抜き、オレンジ色が伸びていれば
完了。伸びていない場合は再度①②③④を行う。



⑥注射した部位を10秒間マッサージする。



⑦使用済みのエピペン®は、オレンジ色側から
ケースに戻し、使用後は救急隊に渡す。



緊急の場合には、
衣服の上からでも注射できる。



エピペン®は、本人、もしくは保護者が自ら注射する
目的で作られたものです。

しかし、エピペン®が手元にありながら、症状によっ
ては児童生徒が自己注射できない場合も考えられま
す。

救命の現場に居合わせた教職員が、エピペン®を自ら
注射できない状況にある児童生徒に代わって注射する
ことは、医師法違反になりません。

人命救助の観点から、緊急時に備えて教職員の誰も
がエピペン®を使用できるようにしておくことが大切
です。

(参考)【公式】エピペンサイト (HP) より動画をダウンロードできます。
アプリ「マイエピ®」の活用により、動画の確認ができます。



4 事故発生時の報告と事後の対応

学校は、学校管理下で児童生徒の食物アレルギー症状（原因食物不明・疑い含む）により、救急搬送やエピペン®の使用、または誤食があった場合には、市教育委員会へ「事故発生時の一報」（県様式）で第一報を速やかに報告する。

事故対応後は、「食物アレルギー事故等発生報告書」（県様式・学校保健関係様式集）を作成し、市教育委員会へ提出する。報告書は、時系列で症状の変化や対応等について記録し、報告する。

また、すべての事故及びヒヤリハット事例について、学校は、校内食物アレルギー対応委員会で対策を検討し、事故の未然防止に努める。

市教育委員会は、食物アレルギー事故の再発防止に資する事例等について、必要に応じて市内の学校に周知を図る。

VIII 様式集

受付番号

様式 1

食物アレルギーに関する調査票

※こちらの調査票は全員記入し、就学時健康診断当日にご提出ください。

※連絡先は日中連絡がとれる電話番号をご記入下さい。

入学予定校：		小学校			
就学 予定 者	ふりがな		保護 者	ふりがな	
	氏 名			氏 名	
	性 別	男 ・ 女		連絡先	

質問 1. 現在、食物アレルギーはありますか。

() ない ⇒ 以上で終わりです。

() ある ⇒ 質問 2 へ

質問 2. 食物アレルギーの原因となる食物は何ですか。

()

質問 3. 今まで、どのような症状が出ましたか。

() じんましん () 下痢 () 吐き気

() アナフィラキシーショック

() その他 ()

質問 4. 現在、除去している食物はありますか。

() ない

() ある 食品名 ()

質問 5. 食物を除去しているのは、医師の指示ですか。

() 医師の指示による ⇒ かかりつけ医 ()

() 医師の指示ではなく、保護者の判断による

() その他 ()

質問 6. エピペン®を処方されていますか。

() いない

() いる

質問 7. エピペン®以外で、食物アレルギーに関して処方されている薬がありますか。

() ない

() ある 薬品名 ()

質問 8. その他、心配なことがありましたらお書きください。

()

◇本市の学校給食ではくるみ、そば、落花生、いぐらの4品目の提供はありません。

以下の質問はこの4品目以外の食物にアレルギーをもつ方のみ回答してください。

質問 9. 学校給食における食物アレルギー対応を希望しますか。

() 希望しない

() 希望する

食物アレルギー調査

こちらの調査票をご記入の上、学校の面談時にご持参ください。

【保護者の皆様へ】

食物アレルギー対応に関するお願い（保護者の役割）

お子さまの安全な学校生活のために、以下の事項についてご理解・ご協力をお願いいたします。

- ・主治医の診察を受け、年に1回「学校生活管理指導表」を学校へご提出ください。
※学校生活管理指導表の発行にかかる費用は保護者のご負担となります。
- ・学校から配付される献立表（除去食献立表を含む）をご確認いただき、喫食できない献立についてはご家庭でお子さまに説明し、理解させるよう努めてください。
- ・給食対応の内容に応じて、「食物アレルギー用詳細献立表」への記入をお願いいたします。
※毎月のご提出をお願いいたします。
- ・お子さまに食物アレルギー症状が現れた場合には、必要に応じて学校と情報共有をお願いいたします。
- ・診断内容に変更があった場合は、速やかに学校にご連絡ください。
- ・緊急時の対応や、処方薬・エピペン®の管理方法・保管場所については、面談時に学校とご確認ください。
- ・本調査票や面談・申請書類に記載された情報は、お子さまの安全確保のために、必要に応じて市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、消防署員と共有される場合があります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

その他、ご不明な点やご相談がございましたら、面談時に学校にお申し出ください。

入学予定校 (学校名)	学校
児童生徒氏名	

記入日： 年 月 日

ふりがな 児童生徒氏名		保護者氏名	
かかりつけ 医療機関名	(電話:)	緊急連絡先	① (続柄) ② (続柄)

以下に当てはまるものに○をつけてください。また、空欄に記載をお願いします。

1 食物アレルギーを起こす原因食物

卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに・くるみ・あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・
さけ・さば・ゼラチン・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ごま・カシューナッツ・
アーモンド・その他 ()

2 アレルギー既往歴

①既往歴

歳 か月頃 (原因食物) (症状:)

その時の対応

()

②アナフィラキシーショックを起こしたことがあるか (なし ・ あり)

(原因食物) (症状) 直近 年 月 日
今までの回数 回

③運動で症状を発症したことがあるか (なし ・ あり) 今までの回数 回

④ごく微量 (コンタミネーション) でも食物アレルギーの症状を引き起こす可能性はあるか

※ごく微量の混入とは、原因となる食物ごとに器具や皿を分けて洗うことが難しい場合や、同じ揚げ油を複数の食材に使う場合、加工食品では原材料に含まれていなくても製造過程で他の食品が混入する場合などが挙げられます。

(なし ・ あり → ありの場合は給食の提供が難しいです)

⑤その他症状 ※皮膚接触や吸い込みなど、食べなくても症状がでることがあるか

(なし ・ あり → 詳細)

3 食べられる量等について

※学校での食物アレルギー対応では、原則として、原因食物が入るものは全て食べないこととなっています。ご家庭で食べているものなどの様子をお知らせください。

食べられる量・加熱の有無により食べられるか・加工品や調味料に含まれるものはどうか 等

4 医療機関での検査・診断について 検査をしたものがあればご記入ください。

最終受診日	年 月 日
内 容	経口負荷試験 (年 月頃)
	血液検査 (年 月頃)
	皮膚検査 (パッチテスト) (年 月頃)
治療状況	経口負荷試験の実施予定 (あり ・ なし)

5 具体的な配慮と対応

	配慮が必要なことがあればご記入ください		学校で記入します
学 校 に お け る 配 慮	給食	①配膳 : 可 ・ 不可 ②片付け : 可 ・ 不可 ③給食当番 : 可 ・ 不可	配慮すべきこと
	食物を扱う活動	可 ・ 不可	
	運動 (体育・部活動等)	可 ・ 不可	
	宿泊を伴う活動	可 ・ 不可	
	清掃活動	可 ・ 不可	
	薬	処方薬 (あり ・ なし) 薬の内容と使用方法	持参するか (する ・ しない) ①内服・吸入薬・外服薬 : ②保管場所 : ③使用量・使用時 :
エピペン®の処方	あり ・ なし	①保管場所 : ②使用するタイミング :	
その他		アレルギーを起こした時の対応	

以下は学校で記入します。

6 保護者承諾事項

- ☐ 必要に応じて、市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、消防署員で情報共有、共通理解すること
- ☐ クラスへの説明、協力を得ること
- ☐ 献立表を表示・掲示すること
- ☐ 給食のおかわり・友達との交換はできない場合があること
- ☐ 保護者の役割について内容を理解したこと

7 その他

--

面談日 : 年 月 日 () 参加者 ()

申請レベル : ☐レベル1 (詳細な献立対応) ☐レベル2 (一部・完全弁当対応) ☐レベル3 (除去食対応)

様式 3-1

学校給食食物アレルギー対応新規申請書

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

保護者氏名

学校給食における食物アレルギー対応を以下の必要書類を添えて申請します。

学校名	袖ヶ浦市立 学校		学年・学級	☐ 新小学1年生 ☐ 年 組 (申請時点)
(ふりがな) 児童生徒氏名		性別 ☐ 男 ☐ 女	生年月日	年 月 日
(ふりがな) 保護者氏名			電話番号	自宅 () 携帯
住所	〒 袖ヶ浦市			

保育所・幼稚園・以前の学校での対応

施設名		給食対応	☐ 有 ☐ 無 ☐ 弁当持参
対応内容			

1 添付書類 (必須)

学校生活管理指導表

2 希望する食物アレルギー対応の内容

- ☐ 給食のアレルゲンが表示された献立表をもとに、原因食物を含む料理を取り除いて喫食する対応 (レベル1)
- ☐ 給食のアレルゲンが表示された献立表をもとに原因食物を含む料理を取り除き、代わりに一部、もしくは完全 (一食分) 弁当を持参する対応 (レベル2)
- ☐ 除去食対応 [☐ 卵 ☐ 乳 ☐ 卵乳] (レベル3)

3 食物アレルギー対応にあたり下記のことを理解し、同意します。

※すべての項目をご確認の上、チェックしてください。

- ☐ 栄養面で不足が生じる可能性があります。
- ☐ 微量混入 (コンタミネーション) への対応はありません。
- ☐ この申請及び学校給食対応の内容は、必要に応じて市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、消防署員に情報が共有されます。
- ☐ 審査の結果、申請内容は必ずしも実現するとは限りません。対応方法については改めて面談を実施する場合があります。
- ☐ 【除去食対応希望者のみ】 除去食対応には、対応の決定から除去食の提供開始までに1か月程度を要します。その期間中はご家庭でお弁当をご持参いただきます。(新小学1年生は5月より除去食の提供を開始いたします。)

様式 3-2

学校給食食物アレルギー対応継続・変更申請書

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

保護者氏名 _____

学校給食における食物アレルギー対応を以下の必要書類を添えて申請します。

学校名	袖ヶ浦市立		学校	学年・学級	年 組 (申請時点)
(ふりがな) 児童生徒氏名		性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日	年 月 日
(ふりがな) 保護者氏名				電話番号	自宅 () 携帯
住所	〒 袖ヶ浦市				

1 添付書類 (必須)

学校生活管理指導表

2 希望する食物アレルギー対応の内容

- ☐ 給食のアレルゲンが表示された献立表をもとに、原因食物を含む料理を取り除いて喫食する対応 (レベル 1)
- ☐ 給食のアレルゲンが表示された献立表をもとに原因食物を含む料理を取り除き、代わりに一部、もしくは完全 (一食分) 弁当を持参する対応 (レベル 2)
- ☐ 除去食対応 [☐卵 ☐乳 ☐卵乳] (レベル 3)

3 食物アレルギー対応にあたり下記のことを理解し、同意します。

※すべての項目をご確認の上、チェックしてください。

- ☐ 栄養面で不足が生じる可能性があります。
- ☐ 微量混入 (コンタミネーション) への対応はありません。
- ☐ この申請及び学校給食対応の内容は、必要に応じて市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、消防署員に情報が共有されます。
- ☐ 審査の結果、申請内容は必ずしも実現するとは限りません。対応方法については改めて面談を実施する場合があります。

様式 3-3

学校給食食物アレルギー対応解除申請書

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

保護者氏名 _____

学校給食における食物アレルギー対応の解除を以下の理由により申請します。

学校名	袖ヶ浦市立		学校	学年・学級	年 組 (申請時点)
(ふりがな) 児童生徒氏名		性 別	☐ 男 ☐ 女	生年月日	年 月 日
(ふりがな) 保護者氏名				電話番号	自宅 () 携帯
住所	〒 袖ヶ浦市				

1 解除を希望する食物アレルギー対応の内容

- ☐ 給食のアレルゲンが表示された献立表をもとに、原因食物を含む料理を取り除いて喫食する対応 (レベル 1)
- ☐ 給食のアレルゲンが表示された献立表をもとに原因食物を含む料理を取り除き、代わりに一部、もしくは完全 (一食分) 弁当を持参する対応 (レベル 2)
- ☐ 除去食対応 [☐卵 ☐乳 ☐卵乳] (レベル 3)

2 解除の理由

- ☐ 転出のため
- ☐ 私立中学へ進学のため
- ☐ 医師から食物アレルギー対応解除の指示があったため
※学校生活管理指導表を添付してください (必須)
- ☐ その他 ()

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

氏名 _____ 男 ・ 女 _____

年度入学 _____

小学校名 _____

1 年 組 番	4 年 組 番
2 年 組 番	5 年 組 番
3 年 組 番	6 年 組 番

年度入学 _____

中学校名 _____

1 年 組 番
2 年 組 番
3 年 組 番

学校生活管理指導表は、小学校 1 年生から中学校 3 年生まで使用しますので、大切に扱ってください。

日
月
年
日

姓名_____ (男·女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点	
A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要	緊急時連絡先 ★保護者 電話： ★連絡先電話番号 電話番号： 電話：	年 月 日 医師名 医療機関名
B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他	除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ（ ）内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ビーナッツ 6. 甲殻類 7. 木の実類 8. 果物類 9. 魚類 10. 肉類 11. その他1 12. その他2	緊急時連絡先 ★保護者 電話： ★連絡先電話番号 電話番号： 電話：	年 月 日 医師名 医療機関名
C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ（ ）内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ビーナッツ 6. 甲殻類 7. 木の実類 8. 果物類 9. 魚類 10. 肉類 11. その他1 12. その他2	緊急時に備えた処方箋 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他	緊急時連絡先 ★保護者 電話： ★連絡先電話番号 電話番号： 電話：	年 月 日 医師名 医療機関名
D 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良	病型・治療 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良	緊急時連絡先 ★保護者 電話： ★連絡先電話番号 電話番号： 電話：	年 月 日 医師名 医療機関名

病型・治療		学校生活上の留意点		記載日		
アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	A 重症度のめやす (厚生労働科学研究班) 1. 軽症：面癢に限らず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 ＊軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 ＊強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、潰瘍、右側化などを伴う病変	B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 3. プロトピック® 4. その他 ()	B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 ()	B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤	A プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	年 月 日 医師名 医療機関名
	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 () B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()				年 月 日 医師名 医療機関名	
	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症) 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬 B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服) 2. 鼻噴霧ステロイド薬 3. 舌下免疫療法 (ダニ・スギ) 4. その他 ()				年 月 日 医師名 医療機関名	
	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B その他の配慮・管理事項 (自由記述)					年 月 日 医師名 医療機関名	

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名

(公財) 日本学校保健会が作成した「学校生活管理指導表」の様式を参考に作成しています。

※必ず保護者の署名をお願いします。

※変更の有無にかかわらず、必ず年1回の提出をお願いします。

様式 4 の追加記載欄

受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入は医師
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印

様式 5

面談記録票及び個別対応票

袖ヶ浦市立

学校

面談年月日	年 月 日	面談出席者		
学年 学級 児童生徒氏名	年 組	保護者氏名		
かかりつけ医療機関名		緊急連絡先		

1 食物アレルギーを起こす原因食物

卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに・くるみ・あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・さけ・さば・ゼラチン・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ごま・カシューナッツ・アーモンド・その他（ ）

2 食物アレルギー病型

即時型	口腔アレルギー症候群	食物依存性運動誘発アナフィラキシー
-----	------------	-------------------

3 アナフィラキシー病型

食物によるアナフィラキシー	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	その他
原因食物（ ）	原因食物（ ）	

4 アレルギー既往歴とその対応

既往歴	対応

5 具体的な配慮と対応

学校 に お け る 配 慮	給食	
	食物（材）を扱う活動・授業	
	宿泊を伴う活動	
	持参薬	
	エピペン®の保管	
	その他	

6 アレルギーを起こしたときの対応方法

--

7 学校給食食物アレルギー対応レベル

レベル 1 (詳細な献立表対応)	レベル 2 (一部・完全弁当対応)	レベル 3 (除去食対応)
---------------------	----------------------	------------------

様式 6

校内食物アレルギー対応委員会報告書

作成者 _____

学校名/学年/学級	袖ヶ浦市立 学校 年 組
児童生徒氏名	
医師から除去を指示 されている食品	
児童生徒申請内容	
保護者面談年月日	年 月 日 ()
対応委員会開催日	年 月 日 ()
対応委員会出席者	
学校給食における学校としての意見・方針	
対応内容に ついての意見 (該当箇所を☑してください)	☐ レベル 1 詳細な献立表対応が妥当
	☐ レベル 2 弁当対応が妥当 [☐ 一部 ☐ 完全 (一食分)]
	☐ レベル 3 除去食対応が妥当 [☐ 卵 ☐ 乳 ☐ 卵乳]
	☐ 対応の解除が妥当
給食で除去する食品	
保護者との除去献立 の確認方法	
学校における 具体的な対応	
その他 (校内の対応につい て確認した内容等)	

様式 7

学校給食食物アレルギー対応者希望者一覧表

() 学校

	学年 学級	児童生徒名	面談予定日	面談実施の有無 (○×をつける)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

提出日：令和 年 月 日

様式 8

袖 教 給 第 号
年 月 日

学校給食食物アレルギー対応決定通知書

保護者名 _____ 様

袖ヶ浦市教育委員会

年 月 日付で申請のありました学校給食における食物アレルギー
対応について、以下のとおり決定しましたので通知します。

学校名	袖ヶ浦市立 学校			学年・学級	年 組
児童生徒 氏名		性 別		生年月日	年 月 日
対応開始日 対応解除日	年 月 日から 対応開始・対応解除				
決定事項					

注意事項

- 1 学校生活管理指導表の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに学校までご連絡ください。
- 2 食物アレルギー対応にあたり、栄養面で不足が生じる可能性があります。
- 3 微量混入（コンタミネーション）への対応はありません。
- 4 この決定及び学校給食対応の内容は、必要に応じて市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、消防署員に情報が共有されることがあります。
- 5 対応方法について改めて面談を実施する場合があります。

- 1 全ての用紙に児童生徒名をご記入ください。
- 2 献立名とアレレゲンを確認し、「喫食の有無」欄に喫食する場合は「○」、配膳しない場合は「×」を記入してください。
- 3 「代替食の有無」欄に、代替食を持参する場合は「○」を、持参しない場合は「×」をご記入ください。
- 4 どちらかに○印をし、保護者サインをお願いします。

[illegible]

様式 10

除去食献立表

学校 年 組 さん						
日付	曜日	献立名	原因食物	ランチボックスに入るもの	家庭から持参するものの例	備考

様式 1 1

除去食献立表受渡し記録

学校 年 組 さん				
	学校給食センター 確認した日付	印	保護者 確認した日付	印
4 月分				
5 月分				
6 月分				
7 月分				
8、9 月分				
1 0 月分				
1 1 月分				
1 2 月分				
1 月分				
2 月分				
3 月分				

※保護者様へ

献立表を確認した日付とサインをご記入の上、
こちらの用紙と袋を学校にご返却ください。

様式 1 2

配送食札

/ ()

学校 年 組

さん

除去

ランチボックスに入っているもの

家庭から持参するもの

様式 1 3

除去食受渡し確認表

学校													
日・曜日	原因 食物	ランチボックス のなかみ	出欠	年・ 組	氏名	確認者 調理員		確認者 配膳員		確認者 職員		確認者 児童生徒	
						時間	氏名	時間	氏名	時間	氏名	時間	氏名

様式 14

面談日程連絡表

◇新規の除去食希望者、継続の除去食対応者でこの1年の間に申請内容の変更や事故等※があった児童生徒の面談には学校教育課担当者も出席します。

※…アレルギーの変更、除去食解除、校内で発症した、救急搬送された、除去食の取り間違いがあり喫食してしまった、など

送 信 年 月 日	年 月 日
宛 先	学校給食センター FAX：0438-62-5823
学 校 名	
担 当 者	

以下について面談の対応を希望します。(事前連絡済み)

面 談 予 定 日 時	令和 年 月 日 時～ 時
児童生徒名(イニシャル)	年 組 新規 ・ 継続
内 容	1. 除去食(卵 ・ 乳 ・ 卵乳) 2. 除去食以外(原因食物：) 3. (継続の場合)変更や事故の有無(有 ・ 無) ※有の場合はその他に内容を記入 4. その他()

面 談 予 定 日 時	令和 年 月 日 時～ 時
児童生徒名(イニシャル)	年 組 新規 ・ 継続
内 容	1. 除去食(卵 ・ 乳 ・ 卵乳) 2. 除去食以外(原因食物：) 3. (継続の場合)変更や事故の有無(有 ・ 無) ※有の場合はその他に内容を記入 4. その他()

面 談 予 定 日 時	令和 年 月 日 時～ 時
児童生徒名(イニシャル)	年 組 新規 ・ 継続
内 容	1. 除去食(卵 ・ 乳 ・ 卵乳) 2. 除去食以外(原因食物：) 3. (継続の場合)変更や事故の有無(有 ・ 無) ※有の場合はその他に内容を記入 4. その他()

任意様式の例 1

飲用牛乳喫食申込書

令和 年 月 日

住 所

保護者氏名

児童生徒氏名

下記の理由により、飲用牛乳の喫食を申し込みます。

理由

任意様式の例 2

飲用牛乳提供停止申込書

令和 年 月 日

住 所

保 護 者 氏 名

児童生徒氏名

下記の症状があり飲用牛乳の喫食ができないので、飲用牛乳の提供停止を申し込みます。

症状

添付書類

参考文献

- 1 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月策定） 文部科学省
- 2 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂）
公益財団法人 日本学校保健会
- 3 「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」（令和6年3月改訂） 千葉県教育委員会
- 4 「食物アレルギー診療の手引き2023年版」 厚生労働科学研究班
- 5 「学校における食物アレルギー対応の手引き（第14版）」（令和7年3月25日改訂）
千葉市教育委員会
- 6 「船橋市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」（令和3年9月改訂） 船橋市教育委員会
- 7 「松戸市食物アレルギー対応マニュアル」（令和7年3月改訂） 松戸市教育委員会
- 8 「木更津市立小中学校における食物アレルギー対応ガイドライン」（令和6年8月一部改訂）
木更津市教育委員会
- 9 「食物アレルギー表示に関する情報」（消費者庁ホームページ）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル

平成27年 4月施行

令和 7年10月改訂

（経過措置として令和8年度申請書類から新様式を使用）

令和 8年 4月施行

袖ヶ浦市教育委員会